

警察庁組織令の一部を改正する政令案参照条文

警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）

（刑事局の所掌事務）

第二十三条 刑事局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 刑事警察に関すること。
- 二 犯罪鑑識に関すること。
- 三 犯罪統計に関すること。
- 四 暴力団対策に関すること。
- 五 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- 六 組織犯罪の取締りに関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- 七 犯罪による収益の移転防止に関すること。
- 八 国際捜査共助に関すること。

2 組織犯罪対策部においては、前項第一号に掲げる事務のうち次に掲げるもの及び同項第四号から第八号までに掲げる事務をつかさどる。

一 国際的な犯罪捜査に関すること。

二 国際刑事警察機構との連絡に関すること。

（課の設置等）

第二十六条 警察庁の課（室その他課に準ずるものを含む。）の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

2 警察庁の課に、課長（室にあつては、室長）を置く。

3 警察庁の長官官房、局又は部に、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くととき、又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くとときは、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

（管区警察局長等）

第三十一条 管区警察局に、局長を置く。

2 管区警察局長は、管区警察局の事務を統括し、及び所属の警察職員を指揮監督し、並びに長官の命を受け、管区警察局の所掌事務について、府県警察を指揮監督する。

3 管区警察局の内部組織は、政令で定める。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）

（参事官）

第五条 長官官房に、参事官五人を置く。

2 参事官は、命を受け、所管行政に属する特定の事項についての企画及び立案に参画する。

（刑事局の分課）

第二十一条 刑事局に、組織犯罪対策部に置くもののほか、次の三課及び犯罪鑑識官一人を置く。

刑事企画課

捜査第一課

捜査第二課

2 組織犯罪対策部に、次の三課並びに国際捜査管理官一人及び犯罪収益移転防止管理官一人を置く。

企画分析課

暴力団対策課

薬物銃器対策課

（刑事企画課）

第二十二条 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 刑事警察に関する制度及び刑事警察の運営に関する企画及び立案に関すること。

二 犯罪の捜査一般に関すること。

三 局の事務の総合調整に関すること。

四 刑事法令一般の調査及び研究に関すること。

五 犯罪統計に関すること。

六 刑事資料の調査、収集及び管理に関すること。

七 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の規定による携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、局内の他の所掌に属しないこと。

（企画分析課）

第二十六条 企画分析課においては、次の事務をつかさどる。

一 一部の事務の総合調整に関すること。

- 二 部の事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 部の事務に関する法令の調査及び研究に関すること。
- 四 部の事務に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条又は第四条の規定による暴力団の指定に関すること。
- 六 部内の他の所掌に属しない組織犯罪の取締りに関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと。

（犯罪収益移転防止管理官）

第三十条 犯罪収益移転防止管理官は、次の事務をつかさどる。

- 一 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の施行に関すること。
- 二 犯罪による収益の移転防止に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み及び外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること。

（管区警察局の内部組織）

第四十七条 管区警察局に、次の三部を置き、部にそれぞれ部長を置く。

総務監察部

広域調整部

情報通信部

- 2 前項の規定にかかわらず、関東管区警察局にあつては総務監察部に代え総務部及び監察部を、東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局にあつては総務監察部及び広域調整部に代え総務監察・広域調整部を置く。
- 3 前二項に定めるもののほか、管区警察局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。